



特許庁補助事業

ジェトロ中小企業外国出願支援事業

日本国特許庁に行っている出願と同内容の
外国出願にかかる費用の半額を助成します

こんな中小企業等事業者におすすめ！

- ✓ 海外の展示会に出展することを検討しているが、当該製品の特許、商標等を現地で権利化していない
- ✓ 海外に販路拡大や新店舗の出店を計画しているが、当該国で自社ブランドの商標を権利化していない
- ✓ 自社製品の技術を権利化することで、他者による模倣被害時に備えたい

○応募資格

- ✓ 「中小企業者」又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。なお、「みなし大企業」は中小企業者には該当しません。※中小企業者には法人資格を有しない個人で事業を営んでいる方（個人事業主）を含みます。
- ✓ 地域団体商標の出願に限った商工会議所、商工会、N P O 法人（新規）
- ✓ 申請時に既に日本国特許庁に行っている出願（特許、実用新案、意匠又は商標出願）を基礎として、採択後、年内に外国出願を予定していること。

○助成対象経費

1 事業者に対する補助金の上限額：300万円

(特許150万円、商標・意匠・実用新案60万円、冒認対策商標30万円)

- ✓ 外国特許庁への出願手数料
- ✓ 代理人費用
国内弁理士費用／現地代理人費用 等
- ✓ 翻訳にかかる費用 等

助成対象外経費

- ✓ 採択決定前に発生した経費（先行技術調査料など）
- ✓ 国内消費税および海外での付加価値税、サービス税等
- ✓ 一度外国特許庁に出願料を支払った後に追加的に外国特許庁に支払った費用（中間手続きに係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金等）
- ✓ P C T 国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）
- ✓ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料

○採択基準

- ✓ 先行技術調査等の結果から外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ✓ 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合に、「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」中小企業者であること
- ✓ 産業財産権にかかる外国出願に必要な資金能力及び事業展開計画に相応する資金計画を有していること

<お問合せ先>

日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク

TEL : (03) 3582-5642

FAX : (03) 3585-7289

E-mail : SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

ジェトロ 外国出願

で検索!